

広島県告示第九百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十一月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域									
		広島県三次市畠敷町地内									
平成二十三年広島県告示第二百五十二号											
大谷川（五〇八一隣b）	大谷川（五〇八一隣a）	大谷川（五〇八一隣a）	岩屋寺谷川（二〇七隣）	岩屋寺谷川（二〇七隣）	惠木谷川（二〇六隣）	惠木谷川（二〇六隣）	権現川（二〇五）	二本松川（二〇四）	庄屋川（二〇三）	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
大谷川（五〇八一隣b）	大谷川（五〇八一隣a）	大谷川（五〇八一隣a）	岩屋寺谷川（二〇七隣）	岩屋寺谷川（二〇七隣）	惠木谷川（二〇六隣）	惠木谷川（二〇六隣）	権現川（二〇五）	二本松川（二〇四）	庄屋川（二〇三）	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害

大谷川 (五〇八一隣c)	
土石流	土石流
大谷川 (五〇八一隣d)	
土石流	土石流